

## 鳥取砂丘未来会議規約

### (名称)

第1条 この会は、鳥取砂丘未来会議（以下「未来会議」という。）と称する。

### (設置目的)

第2条 未来会議は、鳥取砂丘グランドデザインで定めた「100年後も砂の動く生き残っている砂丘」と「4つのエリアの目標」の実現に向けて、様々な主体と協働し、鳥取砂丘の優れた環境を次世代に確実に引き継いでいくとともに、鳥取砂丘の多面的価値を時流に応じて高め、鳥取砂丘及びその周辺地域の活性化に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 未来会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鳥取砂丘の保全と利活用の調和を図るための調整、意見集約及び関係機関への提言
- (2) 鳥取砂丘の保全に関する調査、取組の実施・促進、意見集約及び関係機関への提言
- (3) 鳥取砂丘及びその周辺の活性化に資する取組の実施・促進、意見集約及び関係機関への提言
- (4) その他設置目的を達成するために必要な事業

### (組織)

第4条 未来会議、別表に掲げる機関の者（以下「委員」という。）で組織する。

2 委員は、第9条に規定する総会の出席委員の過半数の承認により、追加等の変更を行うことができる。

3 未来会議にワーキンググループを設置することができる。

4 未来会議に鳥取砂丘調査研究会（以下「調査研究会」という。）を設置する。

5 未来会議にオブザーバーを置くこととし、オブザーバーは会議に出席して意見を述べる事が出来る。

オブザーバーは別表2に掲げる組織の長、又は同等の職位にある者をもって充てる。

### (役員)

第5条 未来会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長及び監事は、委員の互選により選出する。

3 副会長は、鳥取県生活環境部長及び鳥取市経済観光部長の職にある者をもって充てる。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、未来会議を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 監事は、会務及び会計を監査する。

(顧問)

第7条 未来会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、第9条に規定する総会の出席委員の過半数の同意を得て会長が委嘱する。

(任期)

第8条 委員の任期は、原則3年とし、再任を妨げない。

2 委員が、就任時の機関を離れた場合は、その後任者が前任者の残任期間を努める。

(総会)

第9条 未来会議の総会（以下「総会」という。）は、会長が招集し、議長は会長が務める。

2 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること
- (2) 事業計画及び予算に関すること
- (3) 事業報告及び決算に関すること
- (4) ワーキンググループの設置に関すること
- (5) その他第3条に定める事業に関すること

3 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

4 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員以外の者は、会議に出席し、議長の許可を得て意見を述べることができる。ただし、前項の規定による議決に加わることはできない。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

7 前各項の規定にかかわらず、緊急に議決を要する事項があるとき、又は特別な事情があるときは、持ち回り、又は書面により委員の可否を求め、会議の議決に代えることができる。

(ワーキンググループ及び鳥取砂丘調査研究会)

第10条 ワーキンググループは、次のとおり運営する。

(1) 委員の発議により設置し、発議された内容について議論する。

(2) ワーキンググループの長は、会長が委員の中から委嘱する。

(3) ワーキンググループは、委員及び委員以外の者で構成する。

(4) ワーキンググループの構成員は、総会が選任する。

(5) 前号の規定にかかわらず、ワーキンググループの構成員は、ワーキンググループの出席者の過半数の同意により追加等の変更ができるものとし、その場合は、直後の総会で報告する。

(6) ワーキンググループで議論した内容は、総会に報告する。

2 調査研究会は、次のとおり運営する。

(1) 鳥取砂丘の調査研究、専門的知見からの助言・検証を行う。

(2) 調査研究会長は、未来会議の会長が委嘱する。

(3) 調査研究会の構成員は、調査研究会長が委嘱する。

(事業年度)

第11条 未来会議の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第 12 条 未来会議の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(報酬及び旅費)

第 13 条 総会及びワーキンググループの開催に係る報酬及び旅費は、支給しない。

(事務局)

第 14 条 総会の事務局は、鳥取市経済観光部観光・ジオパーク推進課、鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課の長又は同等の職位にある者で構成する。

2 前項に定める事務局に事務局長及び事務局次長を置く。事務局長は、鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課の長又は同等の職位にある者をもって充てる。事務局次長は、鳥取市経済観光部観光・ジオパーク推進課の長又は同等の職位にある者をもって充てる。

3 ワーキンググループの事務局は、鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課又は鳥取市経済観光部観光・ジオパーク推進課に置く。

4 調査研究会の事務局は、鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課に置く。

(補則)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、未来会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

1 この規約は、平成 30 年 11 月 20 日から施行する。

2 平成 30 年度の鳥取砂丘再生会議の予算及び事業は、未来会議の予算及び事業とみなす。

(附則)

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この改正は、令和 5 年 1 2 月 8 日から施行する。

別表 1

区 分	機関名
活動団体	鳥取大砂丘観光協会
	一般財団法人自然公園財団鳥取支部
	公益社団法人鳥取青年会議所
	鳥取砂丘アクティビティ協会
	浜湯山・多鯰ヶ池活性化委員会
	山陰海岸国立公園鳥取砂丘ビジターセンター管理運営協議会
	山陰海岸ジオパーク推進協議会
広域団体	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会
	一般社団法人麒麟のまち観光局
	鳥取商工会議所
	鳥取県東部商工会産業支援センター
地権者	浜坂財産管理委員会
	湯山観光委員会
学識者	国立大学法人鳥取大学
行 政	環境省
	鳥取県
	鳥取市

別表 2

機関名
鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課
鳥取県生活環境部自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館
鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課
鳥取県県土整備部河川課
鳥取県鳥取県土整備事務所計画調査課
鳥取市農林水産部林務水産課
鳥取市教育委員会事務局文化財課